

## 全国農業協同組合連合会と東京農業大学との包括連携協定書

全国農業協同組合連合会（以下「甲」という。）と東京農業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括連携により、農業及び関連産業の活性化に貢献しうる活動を展開すると共に、農業開発への支援を通じた活動を展開することにより、食料・環境問題の解決に貢献することを目的とする。また、この連携を通じて国内外で活躍する人材の育成に努める。

### （連携内容）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- （1）農業及び関連産業の活性化に向けた連携
- （2）先端技術（ICT、AI、ドローンなど）の活用に関する連携
- （3）人材育成に関する連携
- （4）キャリア支援に関する連携
- （5）その他両者が協議して必要と認める連携

### （有効期限）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

### （秘密保持）

第5条

1. 全国農業協同組合連合会及び東京農業大学は、本協定締結に関連して知り得た相手方の秘密情報を秘密として保持し、相手方の文書による事前の承諾を得ずに、第三者（全国農業協同組合連合会の子会社及び関連会社を除く）に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報はこの限りではない。

- （1）開示の際、既に公知となっていたもの
- （2）開示後に両者の責によらずに公知となったもの
- （3）受領者が既に保有していたもの
- （4）受領者が第三者から秘密保持義務を課されることなく受領したもの

- （5）相手方の秘密情報によらずに独自に開発したもの
- （6）法令、裁判所又は行政機関の命令開示を強制されたもの

2. 本条の秘密保持義務は、本協定有効期間の満了その他の事由による本協定終了後も3年間有効に存続する。

### （その他）

第6条 本協定は、甲と乙との間に締結される個別の契約に共通に適用される。ただし、本協定に定める事項と個別契約及び覚書等に定める事項とに相違を生じた場合、個別契約及び覚書等の規定を優先する。

以上、本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

2018年7月10日

甲 東京都千代田区大手町一丁目3番1号  
全国農業協同組合連合会  
代表理事理事長

乙 東京都世田谷区桜丘一丁目1番地1号  
東京農業大学  
学長

神出元一



高野克己

